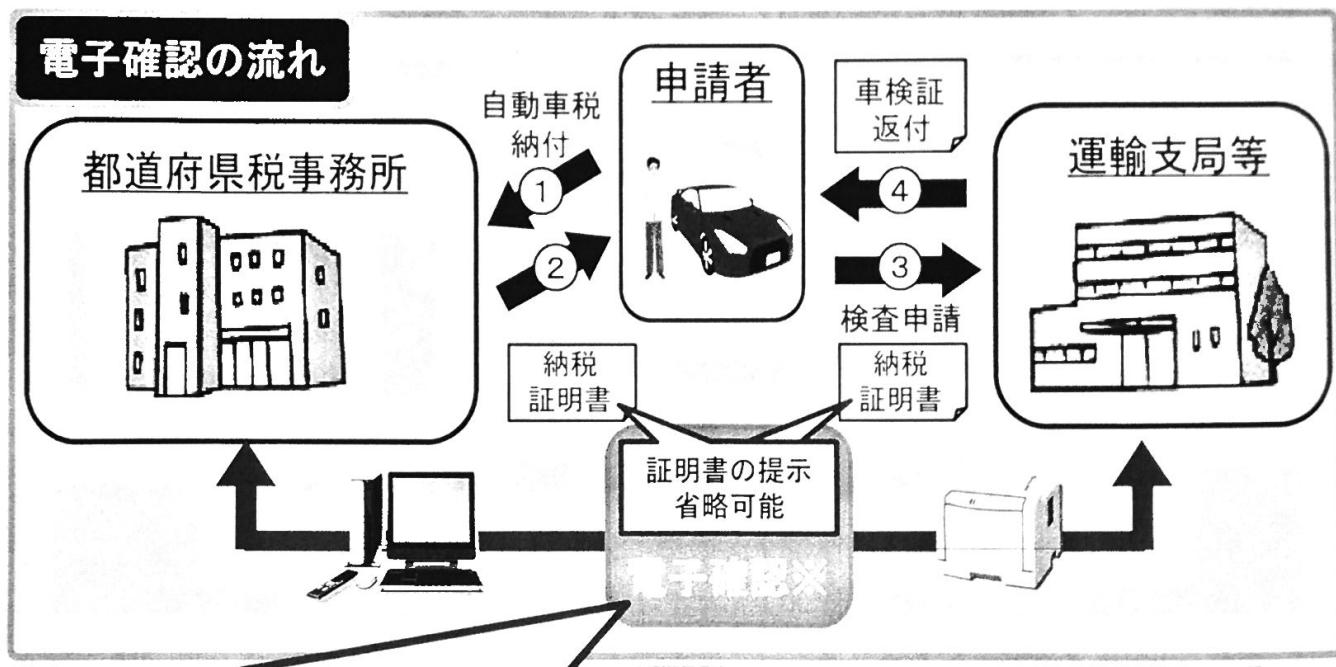


平成27年4月1日から自動車税の納付確認方法が一部変わります！

道路運送車両法第97条の2第1項に基づき、継続検査、構造等変更検査受検の際、納税証明書等の提示が義務付けられていますが、一部の車両を除き、運輸支局において自動車税の納付状況を電子的に確認できるようになります。



※ 電子確認ができないケース（例）＝納税証明書等が必要

- (1) 小型二輪自動車、検査対象軽自動車（市区町村税）
- (2) 電子確認に対応していない府県の管轄の自動車（以下、平成27年4月時点）
富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
- (3) 年度途中に電子確認に対応していない（2）の府県から対応している都道府県へ管轄変更した自動車
- (4) 年度途中に新規登録を行い、当年度中に番号変更した自動車
- (5) 職権打刻した車台番号が都道府県の税情報に反映されていない自動車
- (6) 金融機関等において自動車税を支払って間もない自動車
(支払いを行ってから電子確認に対応するまで約10日程度かかります。)
- (7) 青森県と秋田県へ転入・転出した場合や自動車登録番号を変更した場合の5月31日から6月30日の間のレアケース

自動車税の納付状況については、自動車税事務所までご確認ください。

[自動車整備工場等へ車検を依頼する際、納税証明書等をお持ちの場合にはお見せください]